

税務課からのお知らせ

▽問い合わせ先
税務課諸税係(☎内線153・154)

国民健康保険税の改正について

■軽減制度の対象者が拡大
国民健康保険税は、世帯所得の合計が一定の基準以下の場合、所得に応じて均等割と平等割が軽減されます。
本年度、5割と2割の軽減を判断する基準額を見直しました。

▽5割軽減Ⅱ前年の総所得などが「33万円＋(世帯主を含む被保険者数×28万5千円)以下」の世帯
◎改正点Ⅱ「28万円」→「28万5千円」

▽2割軽減Ⅱ前年の総所得などが「33万円＋(世帯主を含む被保険者数×52万円)以下」の世帯
◎改正点Ⅱ「51万円」→「52万円」

のうち、医療分が2万円、介護分が1万円引き上げとなりました。
◎改正点Ⅱ「医療分61万円」→「63万円」、「介護分16万円」→「17万円」

後期高齢者医療保険料の改正について

■保険料均等割額の軽減制度の見直し

後期高齢者医療保険料は、世帯内の後期高齢者医療制度の被保険者全員と世帯主の所得の合計が一定の基準以下の場合、所得に応じて均等割額が軽減されます。
本年度、均等割の5割・2割軽減を判断する基準額と、これまで8割および8・5割軽減となっていた人の軽減割合が見直されました。

《均等割の軽減基準額見直し》
▽5割軽減Ⅱ前年の総所得などが「33万円＋(世帯主を含む被保険者数×28万5千円)以下」の世帯

◎改正点Ⅱ「28万円」→「28万5千円」
▽2割軽減Ⅱ前年の総所得などが「33万円＋(世帯主を含む被保険者数×52万円)以下」の世帯
◎改正点Ⅱ「51万円」→「52万円」

《軽減割合の見直し》
▽世帯主と被保険者の所得の合計が33万円以下であり、かつ、世帯内の被保険者全員が年金収入80万円以下でその他各種所得がない場合の均等割額。
◎改正前Ⅱ7,600円(8割軽減)
◎改正後Ⅱ11,400円(7割軽減)

▽世帯主と被保険者の所得の合計が33万円以下であり、7割軽減の条件に該当しない場合の均等割額。
◎改正前Ⅱ5,700円(8割軽減)
◎改正後Ⅱ8,500円(7割軽減)

■保険料限度額の見直し
後期高齢者医療保険料の賦課限度額。
◎改正前Ⅱ62万円
◎改正後Ⅱ64万円

介護保険料の改正について

本年度、第1号被保険者(第1段階から第3段階まで)の介護保険料を、下表のように改正しました。

納期限の案内

■通知書発送予定日
◎国民健康保険税
・7月14日(火)
◎後期高齢者医療保険料および介護保険料
・普通徴収分7月14日(火)
・特別徴収分7月21日(火)

■納付方法
・普通徴収Ⅱ納付書や口座振替により納める方法
・特別徴収Ⅱ年金からの引き去りにより納める方法

■納期限
国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料すべて共通です。
・第1期Ⅱ7月31日(金)
・第2期Ⅱ8月31日(月)
・第3期Ⅱ9月30日(水)
・第4期Ⅱ11月2日(月)
・第5期Ⅱ11月30日(月)
・第6期Ⅱ12月25日(金)
・第7期Ⅱ令和3年2月1日(月)

介護保険料の改正内容

段階	対象者	令和2年度介護保険料(改正後)		平成31年度介護保険料(改正前)	
		月額	年額	月額	年額
1	・生活保護を受給している人 ・世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金受給者または前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下の人	1,640円	19,680円	2,060円	24,720円
2	・世帯全員が住民税非課税で、かつ前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円を超え120万円以下の人	2,740円	32,880円	3,430円	41,160円
3	・世帯全員が住民税非課税で、かつ前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が120万円を超える人	3,840円	46,080円	3,970円	47,640円

新型コロナウイルス感染症対策 ～保険税(料)の減免制度について～



国民健康保険税および後期高齢医療保険料の減免について

▷対象となる世帯
1 新型コロナウイルス感染症により、被保険者の属する世帯の主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯。
2 新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の収入の減少が見込まれ、かつ次の①～③の全てに当てはまる場合。
①世帯の主たる生計維持者の給与収入、事業収入、不動産収入、山林収入のいずれかについて、新型コロナウイルス感染症の影響による減少額が、前年の当該収入の額の10分の3以上であること。
②前年の所得の合計額が1,000万円以下であること。
③減少することが見込まれる事業収入などに係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。
※主たる生計維持者の事業などの廃止や失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険税の全部を免除(ただし、雇用保険の給付を受けることができる場合は、免除対象外)。

介護保険の第一号保険料の減免について



▷対象となる被保険者
1 新型コロナウイルス感染症により、第一号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った場合。
2 新型コロナウイルス感染症の影響により、第一号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者に収入の減少が見込まれ、かつ次の両方を満たす場合。
・世帯の主たる生計維持者の給与収入、事業収入、不動産収入、山林収入のいずれかについて、新型コロナウイルス感染症の影響による減少額が、前年の当該収入の額の10分の3以上であること。
・減少することが見込まれる事業収入などに係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

全てに共通する事項～申請方法や必要書類などについて～

▷対象となる保険税(料)＝平成31年度、令和2年度分の保険税(料)で、納期限が令和2年2月1日から令和3年3月31日に設定されているもの。
▷申請方法＝それぞれの減免申請書に記入の上、次の書類を添付して税務課に提出ください(郵送での申請も可)。申請書は、本庁税務課窓口を設置してあるほか、市ホームページからダウンロードできます。申請書の郵送を希望する人は問い合わせください。
▷必要書類
・前年の収入状況が分かるもの(源泉徴収票、確定申告書の控えなど)
・今年の申請時点までの収入状況がわかるもの(給与明細や帳簿、収支内訳書など)
▷申請期間＝令和2年7月15日(水)から令和3年3月31日(水)
※事実と異なる申請内容であることが判明した場合は、減免額の変更または減免の取り消しを行う場合があります。